

平成26年（ネ）第126号
 大飯原発3，4号機運転差止請求控訴事件
 一審原告 松田正 外187名
 一審被告 関西電力株式会社

証拠説明書

平成27年6月19日

名古屋高等裁判所金沢支部 御中

一審原告ら代理人弁護士 佐藤辰弥
 同 上 笠原一浩
 ほか

| 号 証 | 標 目 (写し・写しの別) | 作 成 年月日 | 作 成 者 | 立 証 趣 旨 | 備考 |
|-------|---|--------------------------|---------------------------|---|----|
| 甲 162 | 原子力安全の基 本的考え方につ いて 第 I 編 別 冊 深層防護の 考え方 http://www.aesj.or.jp/sc/s-1ist/tr005anx-2013_op.pdf | 写 し H26.5 | 一般社団 法人日本 原子力学 会 | ①福島原発事故の最大の背景要因は多重防護の実践不足にあるとされていること ②原発における多重防護の考え方は、事故被害の甚大性、事故対策の不確かさ等の原発の本質的危険性から要請されること ③多重防護の考え方は、不確かさに対する備えであり、原発の安全を考える上で、想定外は存在するということ ④設計基準事象の想定の不完全さに伴う不確かさがあること ⑤設計基準事象に対して備えるのみでは現実の事故には完全には備えることはできないこと ⑥設計基準事象を超える領域の存在を否定することはできないこと ⑦地震、津波、テロ等の設計基準を超える外的ハザードに対しては設計基準に対する対策は機能を失うこと | |
| 甲 163 | 発電用軽水型原 子炉施設におけ るシビアアクシ デント対策につ いて http://www.nsr | 写 し H23. 10. 20 | 原子力安 全委員会 | ①福島原発事故の最大の背景要因は多重防護の実践不足にあるとされていること ②原子力安全委員会が「原子炉施設 のリスクは十分に低く抑えられているとし、アクシデントマネー | |

| 号 証 | 標 目 (写し・写しの別) | 作 成 年月日 | 作成者 | 立 証 趣 旨 | 備考 |
|-------|---|------------|----------|---|---|
| | .go.jp/archive/nsc/info/2011/1021_2.pdf | | | トの整備はこの低いリスクを一層軽減するもの」と位置づけていた平成4年5月28日決定を廃止し、「シビアアクシデントの発生防止、影響緩和について、合理的に実行可能な全ての努力を行うべきである。」などとする新たな決定を平成23年10月20日に行ったこと | |
| 甲 164 | 軽水型原子力発電所における「アクシデントマネジメント整備後確率論的安全評価」に関する調査報告書 | 写し | H16.10 | 原子力安全・保安院 | 福島第一原発1号機は昭和46年の運転開始から僅か40年で重大な炉心損傷事故及び格納容器損傷事故を起こしたが、当該報告書において実施された同機の確率論的安全評価においては、同機の炉心損傷頻度は 3.1×10^{-7} /炉年、格納容器損傷頻度は 1.0×10^{-8} /炉年とされ、それが妥当であると評価されていたこと |
| 甲 165 | 決定書 | 写し | H27.4.14 | 福井地方裁判所 | 原発の安全性を確保するために不可欠な多重防護の考え方は、具体的危険性の有無を判断する原発の差止請求事件においても当然に適用されるものとして、多重防護の考え方に基づき判断した裁判例 |

以上